

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和4年度)

施設の名称	小鯖漁港
指定管理者の名称	宮城県漁業協同組合
施設所管部課(室)	水産林政部水産業基盤整備課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
平成21年4月～平成23年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成24年4月～令和3年3月	直営		
令和3年4月～令和8年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	宮城県漁業協同組合
	所在地	石巻市開成1番27
指 定 期 間	令和3年 4月 1日～令和8年 3月 31日(5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称	小鯖漁港の指定施設	
所在地	気仙沼市唐桑町小鯖地先	
設置年月	平成13年10月	
根拠条例等	漁港管理条例	
設置目的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの。	
施設の内容	敷地面積	m ²
	構造	
	内 容	延長24m及び幅員10m
開館(所)日		
開館(所)時間	午前 時 分～午後 時 分	
指定管理者が行う業務の範囲	漁港管理条例第18条 第2号 指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号 指定施設の維持管理に関する業務	
利用料金制	採用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和4年度) (A)	前 年 度 (令和3年度) (B)	評価対象年度 (令和4年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	1 隻	0 隻	0 隻	0.0%	-

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和4年度) (A)	前 年 度 (令和3年度) (B)	評価対象年度 (令和4年度) (C)		
	1 隻	0 隻	0 隻	0.0%	-
	隻	隻	隻	-	-
	隻	隻	隻	-	-
	隻	隻	隻	-	-
	隻	隻	隻	-	-
合 計	1 隻	0 隻	0 隻	0.0%	-

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円、%)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和4年度) (A)	前 年 度 (令和3年度) (B)	評価対象年度 (令和4年度) (C)		
県指定管理料	32	0	0	0.0%	-
利用料金収入				-	-
その他				-	-
収入計 (a)	32	0	0	0.0%	-

(2) 支出

人件費	25	25	0	0.0%	0.0%
施設管理費	7	0	0	0.0%	-
事業運営費				-	-
その他				-	-
支出計 (b)	32	25	0	0.0%	0.0%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	-25	0	-	0.0%
前期繰越収支差額				-	-
次期繰越収支差額				-	-

6. 評価対象年度(令和4年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価	評価		
①管理運営体制	落水者発見時における対応について研修会を開催し、配置する職員の資質と能力向上に努めた。		年間計画通りの事業運営を行なった。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
人員体制	正規	4人	非正規	人		
②施設・設備の維持管理業務の実施	定期的に清掃を実施し、週2回以上行なう巡回の際に施設の点検を行い、利用者が安心して施設を利用できるように維持管理に努めた。 プレジャーボートの適正係留を促し、漁業者とのトラブル防止に努めた。		年間計画通りの事業運営を行なった。	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	指定施設の利用希望者に対して、指定施設の詳細について説明、使用許可申請書受付、許可証の交付、使用料の徴収を行なった。		年間計画通りの事業運営を行なった。	A	各種書類は正しく整理されており、利用者が生じた際も適正に事務が実施されると見込まれる。	A
④自主事業の実施						
⑤利用者サービスの向上	定期的に清掃を実施し指定施設の維持管理に努め、利用促進を図るために造船所や漁業者等に施設の紹介を行なった。		年間計画通りの事業運営を行なった。	A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	申請書の受付時や、巡回の際に利用者の要望聴取に努めた。 利用者アンケートを実施し、利用者の要望把握に努めた。		年間計画通りの事業運営を行なった。	A	窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A
⑦安全対策	巡回点検時等に利用者へ声かけを行ない、事故防止の啓発に努めた。 緊急時に的確な対応が行えるように漁業者からの情報提供や協力体制を整えた。		年間計画通りの事業運営を行なった。	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A
⑧県民の平等利用	住所地に関係なく公平な対応に努めた。		年間計画通りの事業運営を行なった。	A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	個人情報保護の重要性を認識し、業務を通じて得た個人情報は、個人情報を保護する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報保護条例を遵守した。管理業務従事者は下より漁協職員全員には、業務上知り得た個人情報を他に漏らし、また不当に利用することの無いよう徹底した。	年間計画通りの事業運営を行なった。	A	現地調査の結果、個人情報の保護が徹底されていると認められる。ただし、個人情報(及び情報公開)は個人情報保護方針に基づき対応しており、協定に定める取扱に至っていない。	B
⑩利用実績	上記「4.施設利用実績」のとおり。	年間計画より減少したが適正な事業運営を行なった。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
⑪収支実績	上記「5.管理運営収支実績」のとおり。	年間計画より減少したが適正な事業運営を行なった。	A	適正な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
⑫その他の取組					
総合評価		概ね年間計画通りの事業運営を行なった。	A	現地調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	小鯖漁港は現在も利用者の募集をしており、何件かの問い合わせについて実際に現場の視察等説明に努めたが、利用までには至らなかった。引き続き漁港における適正係留を促すとともに、造船所や漁業者に情報提供を依頼し指定施設の利用促進を図りたい。	適正な施設管理がされているが、利用者の確保のための取組を継続し、引き続き適正利用の推進等利用者の利便性向上を図っていく必要がある。